

（１）組織名変更への対応

令和 7 年 4 月の組織改正の伴い、地域防災計画に記載されている組織名のうち、旧称のまま残っているものについて、実際の組織構成に即した表記となるよう修正します。具体的な一例として、「生涯学習部」を「教育振興部」に修正します。

（２）避難所、福祉避難所、避難場所の指定

災害時の避難体制の強化の一環として、下記 3 施設を新たに指定し、地域防災計画に位置付けます。

名称	所在地	指定時期	用途	収容人数
八幡市民交流館ニコット	八幡	R 7. 2	避難所、福祉避難所、避難場所	1 1 5 人、避難場所 3 1 3 人
妙典こども地域交流館 （ぴあぱーく妙典COCO）	本行徳	R 7. 3	福祉避難所	1 2 8 人
特別養護老人ホーム華つばき	原木	R 7. 5	福祉避難所	5 人

（３）災害対策本部長代理の順位見直し（教育長の順位）

現在、教育長は本部長（市長）代理の第 3 順位とされているが、地方自治法上（152条）、教育長は市長の職務代理者ではなく、教育行政の責任者としての役割に専念すべき立場である。そのため、代理順位から除き、教育委員会の指揮監督者として計画上の位置付けを修正します。

順位	現行	修正後
第 1 順位	市長	市長
第 2 順位	副市長	副市長（第 1 順位：松丸副市長）
第 3 順位	教育長	副市長（第 2 順位：本間副市長）
第 4 順位	危機管理監	危機管理監

参考規定

- ・市長職務代理規則第 1 条
→第 1 順位 松丸副市長、第 2 順位 本間副市長と定めている
- ・市川市危機管理監等の担回事務及び事務決裁に関する規定第 3 条第 1 項
→管理監は市長の命を受け、危機管理に関する事務を掌理し、全ての一般職の職員を指揮監督する。